

質問番号 1

回 答 書 (特定JV)

設計書・仕様書等の質問について、次のとおり回答します。

入 札 番 号	工事第5号
工 事 名	上野原市役所庁舎等改修工事
<p>〈質問事項〉</p> <p>①石綿含有の有無の事前調査は調査済で含有は無しと解釈してよろしいか。</p> <p>②上記石綿の事前調査結果の報告は報告済と解釈してよろしいか。</p> <p>③太陽光発電パネル・架台鉄骨は撤去済で復旧工事については別途と理解してよろしいか。</p> <p>④設備室外機等は残存で施工すると解釈し、現場で施工が困難と判断した場合は監督員と協議を行い、指示を仰ぐでよろしいか。</p> <p>⑤目隠しパネル等については残存で施工すると解釈し、現場で施工が困難と判断した場合は監督員と協議を行い、指示を仰ぐでよろしいか。</p> <p>⑥現場事務所、仮設トイレの敷地内設置の可否について、ご教示ください。</p> <p>⑦作業車は敷地内に駐車スペースが確保できると解釈してよろしいか。</p> <p>⑧上記⑥・⑦番が可能な場合、位置について、ご教示ください。</p> <p>⑨内訳書、撤去工事の発生材運搬の近距離とは敷地内設置の産廃コンテナまでの運搬と解釈してよろしいか。</p> <p>⑩見え隠れ部等に不良部等が発生している場合は監督員と協議を行い、指示を仰ぐでよろしいか。</p> <p>⑪工期について、着工日が議会議決の翌日からとなっているが、いつぐらいになるか。</p> <p>【回答】</p> <p>①石綿含有の有無の事前調査は未実施であるため、事前調査を実施していただく必要があります。</p> <p>②事前調査未実施のため、未報告です。</p> <p>③太陽光発電パネル・架台鉄骨は残存での施工となります。現場での施工状況等については、監督員と協議し、指示します。</p> <p>④設備室外機等は残存での施工となります。現場での施工状況等については、監督員と協議し、指示します。</p> <p>⑤目隠しパネル等は残存での施工となります。現場での施工状況等については、監督員と協議し、指示します。</p> <p>⑥現場事務所、仮設トイレについては、設置する規模によるため、受注者と協議し、設置場所を決定します。</p> <p>⑦作業車の駐車スペースについても、車両台数により、受注者と協議し、決定し</p>	

ます。

⑧庁舎西側の駐車区画の未使用部分を想定しています。

⑨近距離とは片道距離概ね 25 k m の距離です。そのため、敷地内設置の産廃コンテナまで運搬ではありません。

⑩見え隠れ部等に不良部等が発生している場合は監督員と協議し、指示します。

⑪令和 6 年 6 月議会の議決をもって契約となる予定です。

上野原市財政経営課管財担当

FAX 0 5 5 4 - 6 2 - 5 3 3 3

TEL 0 5 5 4 - 6 2 - 3 1 1 8 (内線 2 2 2)